

第3回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月14日(火) 9時00分～10時02分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (18名)

1番委員	今井文雄	2番委員	工藤正	3番委員	柴田博明
4番委員	今井龍美	5番委員	小田桐志賀子	6番委員	花田良造
7番委員	三浦勝志	8番委員	山口知治	9番委員	齋藤久嗣
10番委員	三浦良孝	11番委員	桑田久毅	12番委員	古川榮
13番委員	小山内知寛	14番委員	丹代純嗣	15番委員	福士弘
16番委員	葛西雅博	18番委員	對馬忠法	19番委員	大川哲彌

4. 欠席農業委員 (1名)

17番委員	齋藤美也子				
-------	-------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7名)

平賀-1	赤平和総	平賀-2	今井三男	平賀-3	七戸茂春
平賀-4	工藤勉	尾上-1	小野良	尾上-2	葛西均
碓ヶ関	平山純一				

6. 欠席農地利用最適化推進委員 (1名)

平賀-5	谷川信秀				
------	------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (3名)

事務局長	小田桐 農夫吉	農地係長	中嶋 一朗	農地係専門員	佐藤 千代彦
------	---------	------	-------	--------	--------

8. 議事日程等

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議事録署名者並びに説明者の指名

第4 書記の指名

第5 上程議案

議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第 8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 9号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 10 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積の設定について
 (下限面積 50 アール以下の面積設定)
- 議案第 11 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積の設定について
 (空き家に付随した農地の 50 アール以下の面積設定)
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 4 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 5 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 第 6 閉 会

9. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 00 分]

議長
(柴田 博明)

これより第 3 回総会を開会いたします。
 ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。
 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
 次に、会期についてお諮りいたします。
 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
 4 番今井委員、5 番小田桐委員の両名にお願いいたします。
 議案説明のため、農地利用最適化推進委員、小田桐事務局長、中嶋農地係長、佐藤専門員の出席を求めました。
 書記には、中嶋農地係長を採用いたします。
 本日の議案は、お手元に配布してある議案第 7 号から議案第 11 号まで 5 件、ほかに報告が 3 件でございます。

それでは、議案第7号を議題とし、事務局より説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第7号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧ください。

3ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が7件、面積72,702平方メートルで、田2筆1,760平方メートル、畑15筆70,942平方メートルとなっています。

6ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が7件、面積28,175平方メートルで、田14筆27,333平方メートル、畑1筆842平方メートルとなっています。

8ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が1件、面積43,216平方メートルで、田1筆2,752平方メートル、畑35筆40,464平方メートルとなっています。

それでは、所有権移転から説明します。

2ページをご覧ください。

今回の3条所有権移転の申請事由は、

整理番号6番は、親子間による贈与です。

整理番号7番から9番は、第三者間による贈与です。

整理番号10番から12番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号8番は、34ページ整理番号7番と関連する案件です。

売買価格は、

整理番号10番	総額	32,000円	10アール当たり	299,065円
---------	----	---------	----------	----------

整理番号11番	総額	50,000円	10アール当たり	446,429円
---------	----	---------	----------	----------

整理番号12番	総額	400,000円	10アール当たり	122,100円
---------	----	----------	----------	----------

となっています。

次に、4ページの賃貸借権設定です。

今回の3条賃貸借権設定の申請事由は、

整理番号12番から17番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号18番は、入所者の機能回復のため賃貸借権を設定するものです。

許可後は野菜を作付するとのことです。

なお、整理番号13番は、37ページ整理番号2番と関連する案件です。

次に、7ページの使用貸借権設定です。

今回の3条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号6番は、農業者年金受給のため後継者へ経営承継するものです。

今回、申請のあった案件については「農地法第3条第2項各号」に

は該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号 6 番、使用貸借権設定の整理番号 6 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

また、所有権移転の整理番号 7 番については、平賀-5、谷川推進委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。

佐藤専門員

所有権移転の整理番号 7 番について、平賀-5、谷川推進委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

所有権移転の整理番号 7 番について、譲受人の立会いのもと、現地を確認してきました。

譲受人の受贈による所有権移転との事です。

譲受人は、市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、10 番、三浦委員から、所有権移転の整理番号 8 番の報告をお願いします。

10 番三浦委員

所有権移転の整理番号 8 番について、譲受人の立会いのもと、現地を確認してきました。

譲受人の受贈による所有権移転との事です。

譲受人は、市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、11 番、桑田委員から、所有権移転の整理番号 9 番の報告をお願いします。

11 番桑田委員

所有権移転の整理番号 9 番について、譲受人の立会いのもと、現地を確認してきました。

譲受人の受贈による所有権移転との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、所有権移転の整理番号 10 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

所有権移転の整理番号 10 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12 番、古川委員から、所有権移転の整理番号 11 番の報告をお願いします。

12 番古川委員

所有権移転の整理番号 11 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9 番、齋藤委員から、所有権移転の整理番号 12 番、賃貸借権設定の整理番号 12 番、13 番の報告をお願いします。

9 番齋藤委員

所有権移転の整理番号 12 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 12 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内の認定農業者である農地所有適格法人で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 13 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内の認定農業者である農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、18 番、対馬委員から、賃貸借権設定の整理番号 14 番の報告をお願いします。

18 番対馬委員

賃貸借権設定の整理番号 14 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 15 番の報告をお願いします。

1 番今井委員

賃貸借権設定の整理番号 15 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、5 番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号 16 番の報告をお願いします。

5 番小田桐委員

賃貸借権設定の整理番号 16 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、16 番、葛西委員から、賃貸借権設定の整理番号 17 番の報告を

お願いします。

16 番葛西委員

賃貸借権設定の整理番号 17 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内の認定農業者である農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6 番、花田委員から、賃貸借権設定の整理番号 18 番の報告をお願いします。

6 番花田委員

賃貸借権設定の整理番号 18 番について、現地を確認してきました。
借受人の入所者の機能回復のための賃貸借との事です。

借受人は弘前市、黒石市及び平川市で社会福祉事業を行う社会福祉法人で、入所者の機能回復のため農作業に従事し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。
それでは、議案第 7 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 7 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 8 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第 8 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

10 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 2 件、田 6 筆、面積 3,689 平方メートルです。

整理番号 2 番は 11 ページが位置図、12 ページが案内図、13 ページが土地利用計画図です。

申請地は、尾上総合支所から南へ約 700 メートルに位置する新屋町集落内の農地です。

転用目的は「りんご倉庫建築」です。

農地区分については、尾上総合支所を中心とする半径 739 メートルの円で囲まれた、宅地化率 40 パーセントの区域内の農地であることから第二種農地に該当すると思われます。

第二種農地の場合、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる場合は許可できないこととなっていますが、申請地が集落接続の要件を満たしている場合には例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

なお、本案件は事業規模が 3,000 平方メートルを超えることから青森県農業会議主催の常設審議委員会での意見聴収が必要となります。

この委員会で特段、意見がなければ許可を出すこととなります。

続いて、整理番号 3 番は 14 ページが位置図、15 ページが案内図、16 ページが土地利用計画図です。

申請地は、町居保育園から南東へ約 180 メートルに位置する町居集落内の農地です。

転用目的は「普通住宅建築用地」です。

農地区分については、申請地の周辺おおよそ 500 メートル以内に教育施設と公共施設が存在すること、申請地南側の市道に上水道と下水道の管が埋設されていることから、第三種農地に該当すると思われます。

第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができ、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、1 番今井委員、2 番工藤委員、補足説明がありましたらお願いします。

議長

2 番工藤委員

所有権移転の整理番号 2 番について、4 月 26 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は尾上総合支所から南へ約 700 メートルに位置する、新屋町集落内の農地です。

転用目的はりんご倉庫の建築とのことで、現地では申請者本人に立ち会っていただくことができました。

本件は第三者間の所有権移転で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第二種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

次に、所有権移転の整理番号 3 番について、4 月 26 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、町居保育園から南東へ約 180 メートルに位置する町居集落内の農地です。

転用目的は普通住宅とのことで、現地では申請者本人及び代理人の方に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の所有権移転で、他法令の許可などについても、許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第三種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

それでは、議案第 8 号について、質疑、ご意見を求めます。

4 番今井委員

所有権移転の整理番号 2 番について、りんご倉庫の建築とのことですが、農業用施設には該当するのでしょうか。

佐藤専門員

農業用施設には該当せず、商業用施設になります。

また、今回の転用は集落接続の要件のみで許可できるため、農業用施設に該当するかは許可には影響しません。

4 番今井委員

わかりました。

尾-1 小野推進委員

所有権移転の整理番号 2 番について、事業計画における土地購入費用等はいくらになりますか。

佐藤専門員	土地購入費 3,300,000 円、土地造成費 10,000,000 円、建築費 206,700,000 円で、合計 220,000,000 円です。
尾-1 小野推進委員	わかりました。
議長	ほかに質疑、ご意見はありますか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、議案第 8 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議案第 8 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。 次に、議案第 9 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤専門員	(議案第 9 号表題部読上げ後) 21 ページをご覧ください。 今回の所有権移転は件数が 14 件、面積 50,528 平方メートルで、田 19 筆 32,284 平方メートル、畑 4 筆 18,244 平方メートルとなっております。 23 ページをご覧ください。 今回の利用権設定は件数が 4 件、面積 30,832 平方メートルで、地目は全て田です。 それでは所有権移転の案件から説明いたします。 整理番号 18 番、22 番を除く案件は、譲受人の「経営拡大」による売買です。 整理番号 18 番、22 番は、譲受人の「耕作便利」による売買です。 なお、整理番号 14 番は 35 ページ整理番号 9 番と、整理番号 26 番は 35 ページ整理番号 10 番と関連する案件です。 続いて利用権設定の案件について説明いたします。 整理番号 3 番は、借受人の経営拡大による利用権設定です。 整理番号 4 番から 6 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。 今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 農用地利用調整会議に出席されました 4 番今井委員、5 番小田桐委

員、補足説明がありましたらお願いします。

5 番小田桐委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 14 番	総額	1,174,000 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 15 番	総額	749,200 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 16 番	総額	900,000 円	10 アール当たり	270,840 円
整理番号 17 番	総額	250,000 円	10 アール当たり	347,223 円
整理番号 18 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	48,356 円
整理番号 19 番	総額	260,000 円	10 アール当たり	255,906 円
整理番号 20 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	10,870 円
整理番号 21 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	189,874 円
整理番号 22 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	160,772 円
整理番号 23 番	総額	517,800 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 24 番	総額	1,107,120 円	10 アール当たり	280,000 円
整理番号 25 番	総額	17,000 円	10 アール当たり	298,246 円
整理番号 26 番	総額	3,000,000 円	10 アール当たり	291,489 円
整理番号 27 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	195,695 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 9 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 9 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 9 号を原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 10 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第 10 号表題部読上げ後)

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する「別段の面積の設定又は修正」の必要性については、「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正により毎年審議することとなっております。

農地法第 3 条 2 項第 5 号では、北海道では 2 ヘクタール、都府県では 50 アールに達しない場合は、農地の売買、貸借等の権利を取得でき

ないこととされていることから毎年審議するものです。

26 ページをご覧ください。

農地法施行規則第 17 条について簡単に説明いたします。

第 17 条第 1 項第 3 号では、設定しようとする別段の面積未満の農家数がおおよそ 4 割を超えていれば設定できるとされています。

また第 2 項では、4 割の要件に該当しなくとも、「耕作放棄地が相当数存在する」等の事情があれば、設定できるとされています。

これらのことを踏まえ、別段面積の設定について、次のとおり提案いたします。

25 ページをご覧ください。

根拠資料は 2015 年の農林業センサスを使用しております。

「平賀・尾上地域」については 50 アール未満の農家戸数率が県平均より高い割合ですが、17 条第 1 項に定める 4 割を超えておらず、また耕作放棄地率及び農業就業人口が県平均よりも低いことを鑑みると別段面積を設定する必要はないと考えます。

「碓ヶ関地域」については、50 アール未満の農家戸数率が 4 割を超え、耕作放棄地率が県平均の 2 倍以上、農業就業人口の高齢化率が 6 割を超えていることを踏まえれば、今後も農地の遊休化が進むものと考えられます。

このことから 17 条第 2 項第 1 号の「遊休農地その他の適正な利用を図る必要がある農家数が相当数存在する」に該当すると判断されます。

また、30 アール未満の農家戸数率は 4 割を超えていないものの、県平均を上回っているほか、農地の流動化も活発に進んでいるとは言えない状況にあることから、担い手の規模拡大意欲も低いと考えられ、別段面積を設定したとしても、17 条第 2 項第 2 号の「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じない」と判断されます。

これらを総合的に勘案し、新規就農を受け入れやすい環境を整え、農村の活性化を図るためにも、別段面積を現行の 30 アールにしたいと考えます。

結果的には現状と変わりありません。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 10 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 10 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 10 号を原案の通り決定いたします。
次に、議案第 11 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第 11 号表題部読上げ後)

近年、空家の増加傾向にあることはご存知のとおりです。

空家は欲しいがそれに付随した小面積の農地は農地法の規制があり、空家と同時に取得することは困難な状況にあります。

そのような空家に付随した農地の取得を容易にし、新規就農希望者の移住・定住促進並びに遊休農地の解消につなげることを目的に、別段の面積の設定を提案します。

大まかな内容は、「弘前圏域空き家・空き地バンク」に登録された空家に付随した農地について、その空家と農地を同時に取得する場合、事前に農業委員会が指定農地として登録した農地に限り、下限面積を 1 平方メートルまで引き下げるというものです。

28 ページから 30 ページは空家に付随した農地の別段面積取扱基準、31 ページ、32 ページは基準に伴う様式です。

別冊で配布しております「空家に付随した農地の取得について！！」をご覧ください。

こちらは、市のホームページに掲載する予定の文面です。

それでは、空家の登録から指定の解除までの流れ等を説明します。

(別冊「空家に付随した農地の取得について！！」を用いて説明)

なお、あくまでも空家に付随した農地があった場合の対応であることをご留意いただければと思います。

以上です。

議長

ここで暫時休憩いたします。

【休憩 9 時 49 分】

【再開 9 時 57 分】

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。

それでは、議案第 11 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 11 号について、原案のとおり決定することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 11 号を原案の通り決定いたします。
次に、報告 3 件を一括して、事務局から説明願います。

佐藤専門員

(報告第 3 号表題部読上げ後)

35 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 7 件、面積 31,952 平方メートルで、田 18 筆 29,974 平方メートル、畑 3 筆 1,978 平方メートルとなっています。

整理番号 4 番、9 番、10 番は、借受人へ売買するための解約です。

整理番号 5 番、6 番、8 番は、貸付人の都合のため解約するものです。

整理番号 7 番は、借受人へ贈与するため解約するものです。

なお、整理番号 7 番は、2 ページ整理番号 8 番と、整理番号 9 番は、18 ページ整理番号 14 番と、整理番号 10 番は、21 ページ整理番号 26 番と関連する案件です。

(報告第 4 号表題部読上げ後)

37 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 1 件、面積 3,489 平方メートルで、田 1 筆 3,489 平方メートルとなっています。

整理番号 2 番は他者へ貸付するための解約です。

なお、整理番号 2 番は、4 ページ整理番号 13 番と関連する案件です。

(報告第 5 号表題部読上げ後)

40 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用届出件数は 8 件で、田 15 筆、面積 14,068 平方メートルです。

整理番号 1 番から 7 番は同一の案件で、41 ページが位置図、42 ページが案内図、43 ページが土地利用計画図です。

届出地は、平賀駅から農協配送センターを挟んで西に位置する本町集落内の農地で、転用目的は「宅地分譲」です。

整理番号 8 番は、44 ページが位置図、45 ページが案内図、46 ページが土地利用計画図です。

届出地は、健康センターから田 1 筆を挟んで南に位置する柏木町集落内の農地で、転用目的は「アパート駐車場」です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10時02分]